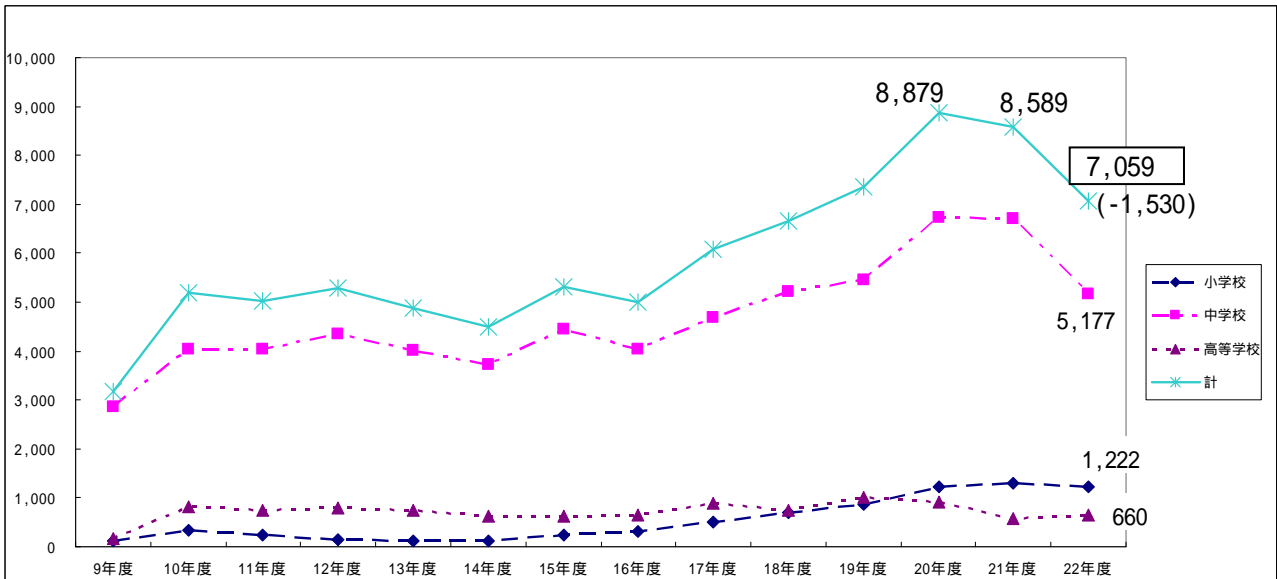


平成22年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 調査結果概要 [確定値]
暴力行為について

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・中等教育・高等学校） 【件数】



公立小・中・中等教育・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より1,530件減少し、7,059件でした。校種別内訳では、小学校1,222件、中学校5,177件、高等学校660件です。
 * 中学校には中等教育学校前期課程を含む。（以下同じ。）

暴力行為を繰り返さないよう、早い段階から粘り強い指導・支援に努めています
（暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の人数と暴力行為発生件数が減少）

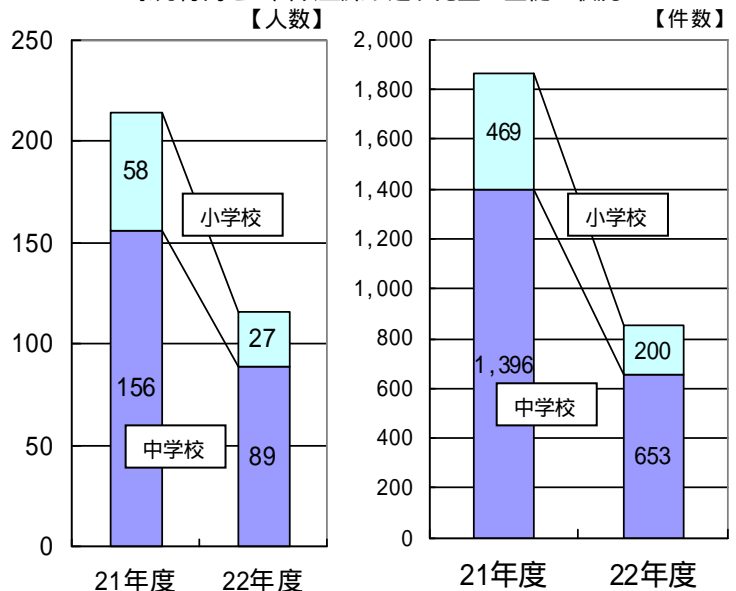
暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況を調査したところ、小学校では27人の児童が200件の暴力行為を起こし、中学校では89人の生徒が653件の暴力行為を起こしている状況がわかりました。

これを前年度と比較すると、小・中学校あわせた人数は214人から116人と98人減少し、件数は1,865件から853件と1,012件減少しました。

今回の暴力行為発生件数の減少は、暴力行為を繰り返す児童・生徒に対して、再び暴力行為を起こさないように、早い段階で学校や関係機関が継続的に指導や支援を行った結果と捉えています。

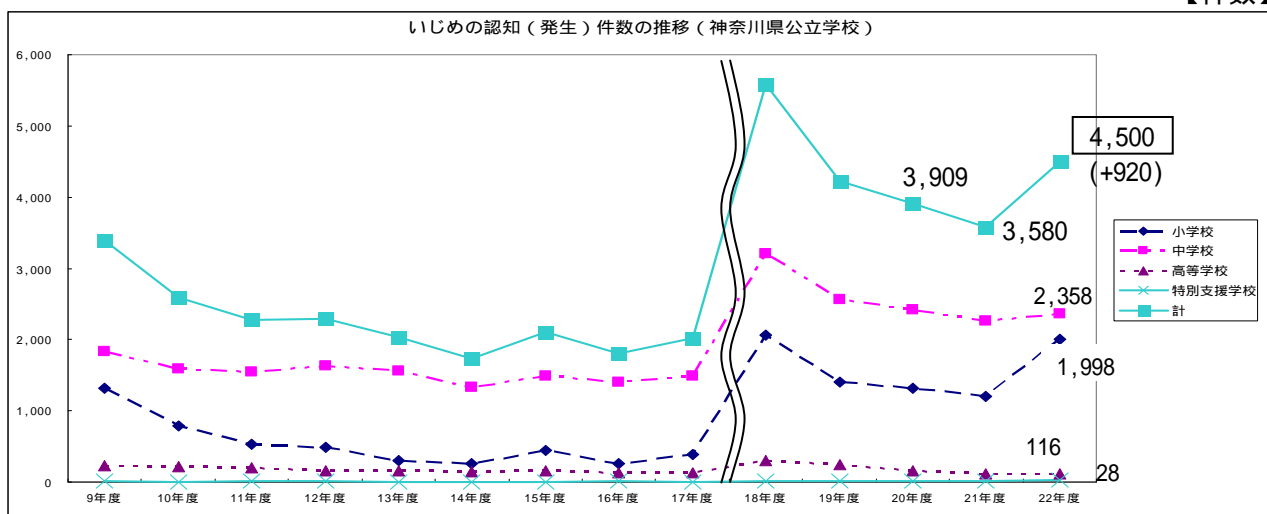
また、繰り返し暴力行為を起こす要因として、「本人の規範意識の低さ」に加え、「友達との人間関係をうまく構築できない」や「家族関係のなかでのストレスや葛藤がある」が多くあげられています。このような児童・生徒に対しては、「友人関係を改善する指導」及び「児童相談所等の福祉機関と連携した指導」を積極的に行っています。



いじめについて

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立学校）

【件数】



* 18年度にいじめの定義が変更されました。

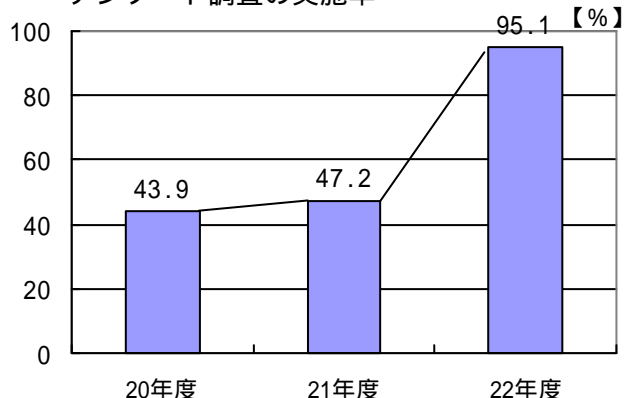
平成22年度、公立小・中・中等教育・高等学校、特別支援学校において、前年度より920件多い4,500件のいじめを認知しました。校種別内訳は、小学校1,998件、中学校2,358件、高等学校116件、特別支援学校28件でした。

いじめを見逃さないよう認知に努めています（アンケート調査の実施率が上昇）

いじめの日常的な実態把握のためのアンケート調査の実施率は、前年度より47.9ポイント上昇し、95.1%となりました。学校は、認知しにくいいじめに対して、日頃からアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候を見逃さないための取組みを充実させています。

* 実施率は、全公立学校数に対して、アンケート調査を実施した公立学校数の割合

アンケート調査の実施率



認知したいじめの早期解消に努めています（年度内解消件数が増加）

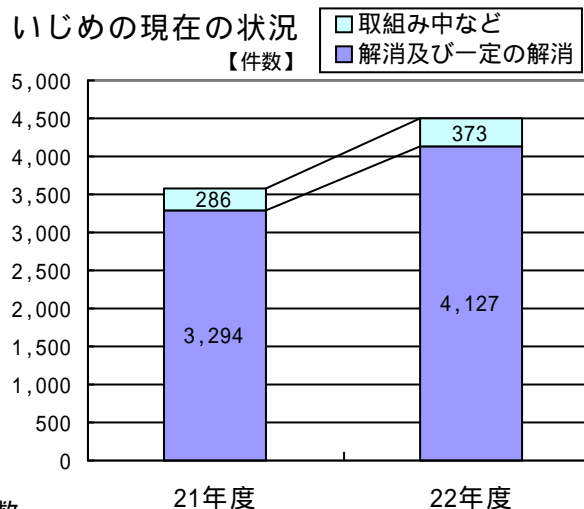
学校は、より多くのいじめを認知し、指導・支援を行った結果、前年度より833件多い4,127件のいじめを一定の解消につなげました。一定の解消の後も、継続して支援に取り組んでいます。

これらのことから、各学校ではいじめを

- ・ どの子にも起こり得る問題として捉え
- ・ 積極的に、きめ細かく実態を把握して
- ・ 速やかに指導と支援を行い
- ・ 一定の解消の後も指導・支援を継続していることがわかります。

* 年度内解消件数は、「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」とあわせた件数

いじめの現在の状況【件数】

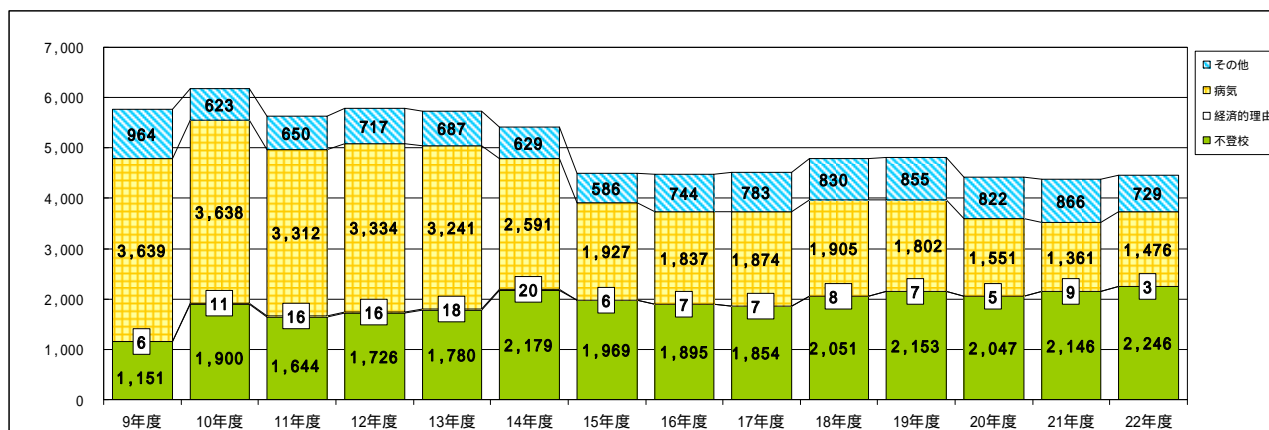


長期欠席・不登校について（公立小・中・中等教育学校）

理由別長期欠席児童・生徒数の推移（神奈川県公立小・中・中等教育学校）

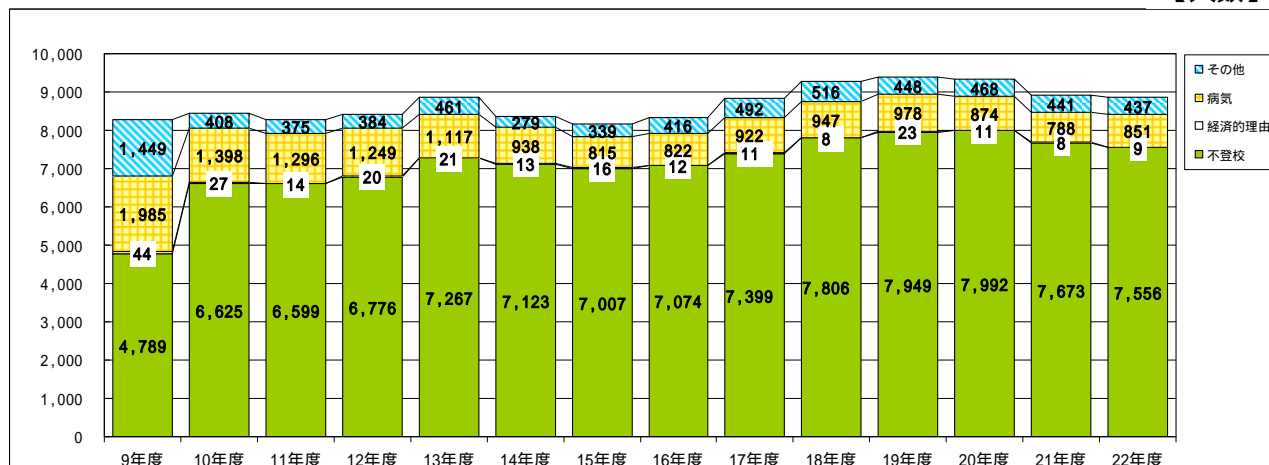
小学校

【人数】



中学校

【人数】



公立小・中・中等教育学校における長期欠席児童・生徒数は13,307人、うち不登校児童・生徒数は9,802人でした。不登校児童・生徒数は、前年度と比較すると、17人減少しました。校種別内訳は、小学校2,246人、中学校7,556人でした。

* 長期欠席児童・生徒は、学校基本調査「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」による。

欠席理由を「不登校」と捉え、学校が積極的な支援に努めています

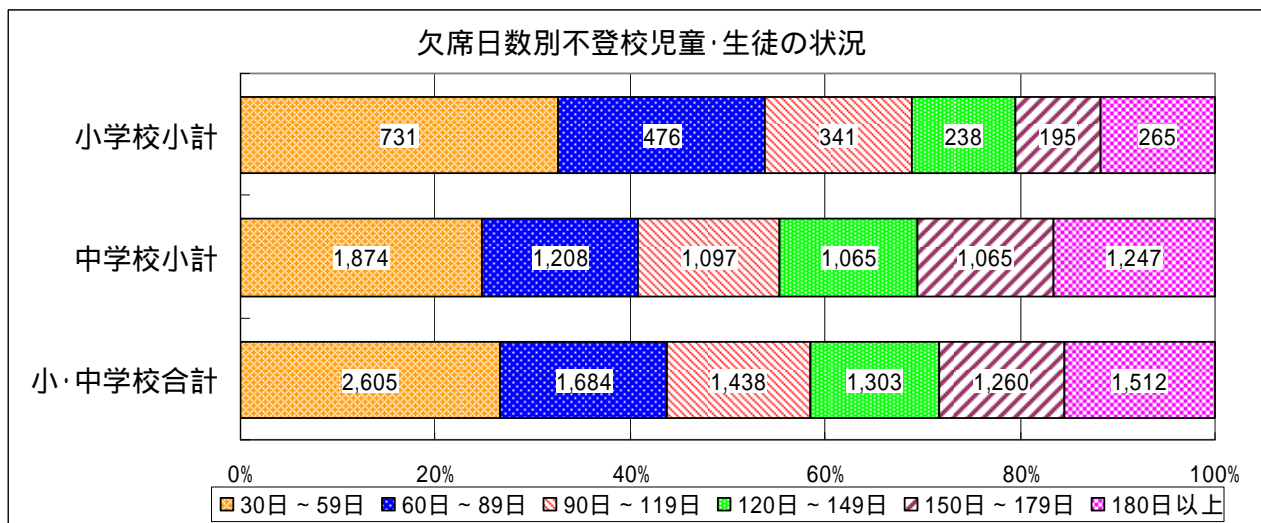
（長期欠席者に占める不登校の割合より）

本県の公立小・中学校における「長期欠席者に占める不登校の割合」は73.7%であり、これは全国（H21...67.7%）に比べ、6.0ポイント上回っています。

これは、児童・生徒の欠席理由を「病気」と決めてかからず、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」「学校に不応適を起こしているのではないか」などと考え、各学校が積極的に不登校児童・生徒に対する支援に取り組んでいる状況がうかがえます。

「未然防止や早期発見・早期対応」と「継続的な支援」に努めています

(欠席日数別の状況より)



不登校を欠席日数別に見ると、小・中学校とも、最も多い欠席日数の区分が年間30日～59日で、次が60日～89日です。また、年間180日以上（授業日数の大部分を）欠席した児童・生徒が全体の約15%である1,512人いることがわかりました。

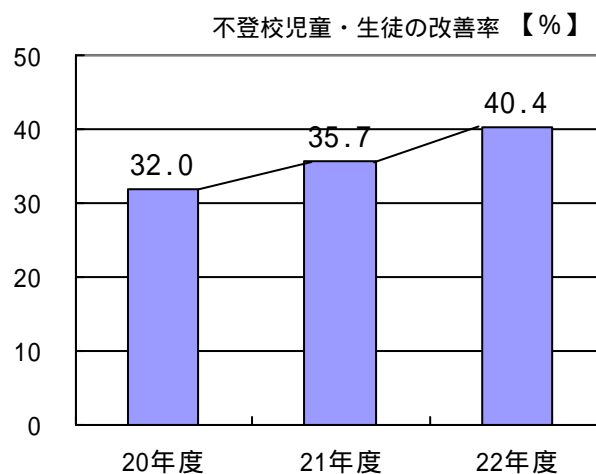
各学校では、長く欠席を続けている児童・生徒の学校生活の再開や社会的自立に向けた「継続的な支援」の充実とともに、年間に30日～89日欠席（週1～2日程度）している不登校児童・生徒が全体の約44%を占めている状況を踏まえ、そうなる前の休みはじめの段階で、電話連絡等のきめ細かな支援を行う等、新たな不登校を生まないための「未然防止や早期発見・早期対応」に努めています。

学校生活の再開や社会的自立を目指し、継続的な支援に努めています (不登校児童・生徒の改善率が上昇)

不登校児童・生徒の改善率は、前年度より4.7ポイント上昇し、40.4%でした。

これは、全国（31.1%）に比べると9.3ポイント上回っています。

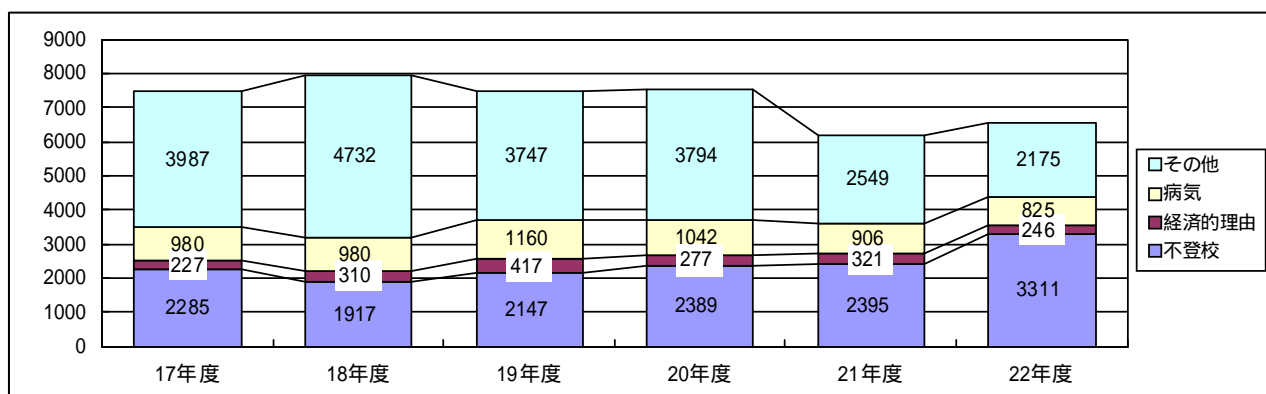
電話連絡や家庭訪問、スクールカウンセラー等による専門的な相談、関係機関との連携など、児童・生徒の学校生活の再開や社会的自立を目指し、継続的な支援に努めています。



* 改善率は、不登校児童・生徒のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童・生徒の割合」

長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者の推移[全日制・定時制合計]



公立高等学校における長期欠席者については今回6,557人とやや増加しました。うち不登校生徒数は3,311人で、長期欠席者数の50.5%にあたります。

* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」

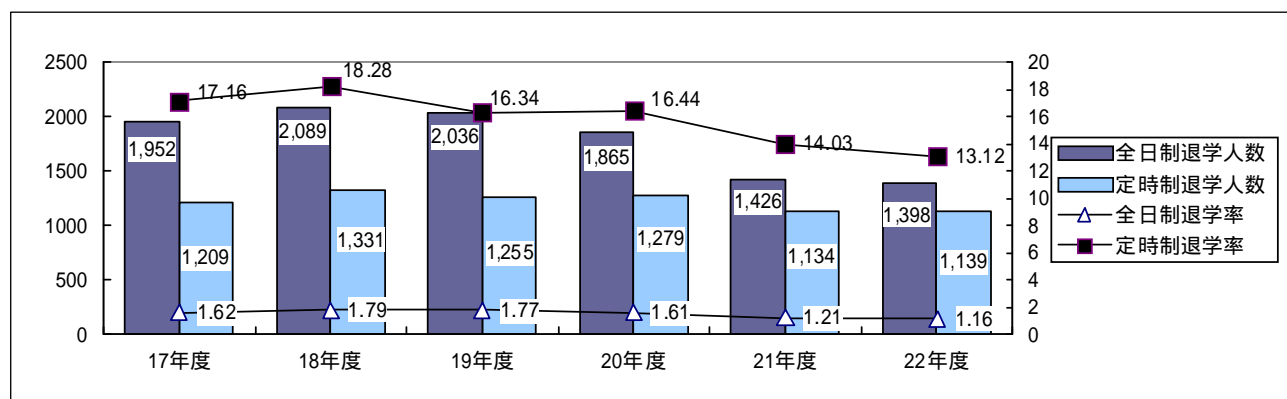
欠席理由を「不登校」と捉え、学校が積極的な支援に努めています

（長期欠席者に占める不登校の割合より）

小・中学校と同様に、生徒の欠席理由を「病気」や「その他」と捉えていた傾向から、当該生徒を「不登校」と捉え、各学校が積極的に不登校生徒に対する支援に取り組んでいる状況がうかがえます。

中途退学について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数等の推移[全日制・定時制合計]



公立高等学校における中途退学者は2,537人で、在籍者数の約2%にあたります。

* 在籍者数は4月1日時点の在籍者

中途退学者を減少させるため、学校が積極的な支援に努めています

（中途退学者数・中途退学率より）

中途退学者については平成18年度を境に年々減少しており、また、在籍者数に占める中途退学者の割合も減少の傾向にあり、各学校が学習指導や教育相談体制等の充実に向け取り組んでいる状況がうかがえます。定時制では様々な状況を抱える生徒が多い中、教育相談体制の充実や関係機関との連携など、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな生徒指導や教科指導等により、中途退学率が0.91ポイント改善されました。

[参考]

「暴力行為」の文部科学省による定義・調査基準

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ。
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた。
- ・ 金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた。
- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした。

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

「いじめ」の文部科学省による定義・調査基準

文部科学省は、平成18年度に関する調査から、いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、次のように「いじめの定義」を見直し、調査しています。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1） 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2） 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由の文部科学省による定義・調査基準

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席することです。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席することです。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとします。

[「不登校」の具体例]

- ・学校生活上の影響 : いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。
- ・あそび・非行 : 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・無気力 : 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・不安など情緒的混乱 : 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- ・意図的な拒否 : 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・複合 : 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していて、いずれが主であるかを決めがたい。

「その他」は、上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

[「その他」の具体例]

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席すること。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席すること。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席していること。
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できないこと。

地域別の状況について

公立小・中学校における「暴力行為の発生件数」「いじめの認知件数」「不登校児童・生徒数」について、地域別の状況をお知らせします。県内における地域別の状況をまとめることにより、地域全体で子どもの健全育成を推進していきたいと考えています。

1 暴力行為の発生件数 [地域別] (中等教育学校を除く)

	平成22年度				平成21年度				平成22、21年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	771	2,174	2,945	10.9	693	2,755	3,448	12.8	78	581	503	1.9
川崎市	111	602	713	7.3	92	832	924	9.5	19	230	211	2.2
相模原市	89	543	632	11.3	174	660	834	14.7	85	117	202	3.4
横須賀市	34	190	224	6.9	62	236	298	9.2	28	46	74	2.2
湘南三浦	21	401	422	5.5	24	377	401	5.2	3	24	21	0.2
県央	133	619	752	11.0	204	837	1,041	15.1	71	218	289	4.1
中	55	411	466	9.9	38	524	562	11.9	17	113	96	2.0
足柄上	0	45	45	4.6	10	206	216	21.8	10	161	171	17.2
足柄下	8	184	192	10.2	2	272	274	14.2	6	88	82	4.1
神奈川県	1,222	5,169	6,391	9.4	1,299	6,699	7,998	11.8	77	1,530	1,607	2.4

2 いじめの認知件数 [地域別] (中等教育学校を除く)

	平成22年度				平成21年度				平成22、21年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,199	901	2,100	7.8	511	656	1,167	4.3	688	245	933	3.5
川崎市	161	281	442	4.5	54	290	344	3.6	107	9	98	1.0
相模原市	83	186	269	4.8	110	213	323	5.7	27	27	54	0.9
横須賀市	103	89	192	6.0	123	124	247	7.6	20	35	55	1.6
湘南三浦	125	365	490	6.4	124	339	463	6.0	1	26	27	0.3
県央	179	243	422	6.2	171	292	463	6.7	8	49	41	0.6
中	100	178	278	5.9	56	216	272	5.7	44	38	6	0.2
足柄上	16	27	43	4.4	14	71	85	8.6	2	44	42	4.2
足柄下	32	87	119	6.3	35	53	88	4.6	3	34	31	1.7
神奈川県	1,998	2,357	4,355	6.4	1,198	2,254	3,452	5.1	800	103	903	1.3

3 不登校児童・生徒数 [地域別] (中等教育学校を除く)

	平成22年度				平成21年度				平成22、21年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,099	2,716	3,815	14.2	1,066	2,796	3,862	14.3	33	80	47	0.2
川崎市	213	1,140	1,353	13.9	174	1,091	1,265	13.1	39	49	88	0.8
相模原市	174	802	976	17.4	181	864	1,045	18.4	7	62	69	1.0
横須賀市	119	493	612	19.0	113	487	600	18.5	6	6	12	0.5
湘南三浦	182	744	926	12.0	157	733	890	11.6	25	11	36	0.4
県央	214	783	997	14.6	220	799	1,019	14.8	6	16	22	0.2
中	138	524	662	14.0	124	525	649	13.7	14	1	13	0.4
足柄上	30	110	140	14.3	33	111	144	14.5	3	1	4	0.2
足柄下	77	237	314	16.6	78	264	342	17.8	1	27	28	1.2
神奈川県	2,246	7,549	9,795	14.5	2,146	7,670	9,816	14.5	100	121	21	0.0

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
足柄上教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下教育事務所 管内	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・中等教育・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.1～7）

ア 暴力行為の発生件数は7,059件と、前年に引き続きさらに減少（前年度より1,530件減少）

イ 校種別の内訳では、

小学校	1,222件（前年度より77件減少）
中学校（含む中等教育）	5,177件（前年度より1,527件減少）
高等学校	660件（前年度より74件増加）

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	1,043件（前年度より130件減少）
生徒間暴力	3,925件（前年度より348件減少）
対人暴力	168件（前年度より28件増加）
器物損壊	1,923件（前年度より1,080件減少）

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケースは、

1,221件（前年度より209件減少）
23.8%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より1.8ポイント低下）

オ 加害児童・生徒数は、

小学校	900人（前年度より8人減少）
中学校（含む中等教育）	4,143人（前年度より603人減少）
高等学校	842人（前年度より193人増加）

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）	
小学校	27人（3.0%）（前年より31人減少）
中学校（含む中等教育）	89人（2.1%）（前年より67人減少）
高等学校	0人

該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	200件（16.4%）（前年より269件減少）
中学校（含む中等教育）	653件（12.6%）（前年より743件減少）
高等学校	0件

該当児童・生徒が繰り返し暴力行為を起こした理由として考えられる要因

（該当児童・生徒総数に占める割合）（上位項目のみ）

本人の粗暴な性格	111人（95.7%）
本人の規範意識の低さ	105人（90.5%）
家族関係の中でのストレス、葛藤	71人（61.2%）
授業を理解できていない	68人（58.6%）

キ 加害児童・生徒に対する学校の対応は、

連携した機関等（加害児童・生徒総数（延人数）に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	675人（9.7%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	215人（3.1%）
病院等の医療機関等と連携した対応	200人（2.9%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	129人（1.9%）
地域の人材や団体等と連携した対応	71人（1.0%）

指導等の内容（加害児童・生徒総数（延人数）に占める割合）

ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	4,949人（71.3%）
被害者等に対する謝罪指導	4,910人（70.7%）

友人関係を改善するための指導	3,240人 (46.7%)
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,725人 (39.3%)
教職員との関係改善	907人 (13.1%)
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	784人 (11.3%)
個別に学習支援	596人 (8.6%)
その他	58人 (0.8%)

(2) 調査結果の捉え

暴力行為の発生件数が大幅に減少しているが、暴力行為を繰り返す児童・生徒に対して、再び暴力行為を起こさないよう早い段階で学校や関係機関が継続的に指導や支援を行った結果と捉えている。

暴力行為の発生件数は、課題を抱えた加害児童・生徒に対して指導や支援が必要な数として捉え、教育委員会や関係機関、地域住民等と連携しながら継続的に指導・支援を行う必要がある。

2 いじめの状況 (公立小・中・中等教育・高・特別支援学校)

(1) 調査結果の概要 (詳細データは資料2のP.8~14)

ア いじめの認知件数は4,500件と、4年ぶりの増加 (前年度より920件増加)

イ 校種別の内訳では、

小学校	1,998件 (前年度より800件増加)
中学校 (含む中等教育)	2,358件 (前年度より102件増加)
高等学校	116件 (前年度より1件増加)
特別支援学校	28件 (前年度より17件増加)

ウ いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合は、63.4% (前年度より7.3ポイント低下) で、これと「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」を併せると、91.7% (前年度より0.3ポイント低下)。

エ いじめる児童・生徒への対応の中で、「児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応」の件数の割合は、1.3% (前年度より0.7ポイント低下)。

オ いじめられた児童・生徒への対応の中で、「児童相談所等の関係機関と連携した対応」の件数の割合は、1.8% (前年度より0.1ポイント低下)、「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応」の件数の割合は、2.0% (前年度より0.4ポイント低下)。

カ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組みの中で、

「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」の学校数の割合は、87.7% (前年度より3.2ポイント上昇)。

「児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した」の学校数の割合は、61.7% (前年度より2.0ポイント上昇)。

「学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた」の学校数の割合は、20.3% (前年度より4.0ポイント上昇)。

「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」の学校数の割合は、12.4% (前年度より2.9ポイント上昇)。

キ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法の中で、

「アンケート調査を実施」した学校の割合は、95.1% (前年度より47.9ポイント上昇)

「個別面談を実施」した学校の割合は、78.3% (前年度より1.8ポイント低下)

(2) 調査結果の捉え

いじめの日常的な実態把握のためアンケート調査等の実施が増加し、きめ細かく実態把握を行った結果、いじめの認知件数が増え、いじめの問題に対する早期発見・早期対応の日常的な取組みが充実してきていると捉えている。

いじめの解消件数の増加は、各学校において、どの子にも起こり得る問題としていじめを捉え、ていねいに、きめ細かく実態を把握して、速やかに指導と支援を行った結果、一定の解消が図られ、その後も継続的に支援していると捉えている。

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童・生徒に徹底するとともに、いじめはどの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、いじめを認知した際（発見した場合）には、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、保護者や教育委員会等と連携しながら学校全体で組織的に対応することが重要であると捉えている。

3 不登校児童・生徒の状況（公立小・中・中等教育学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.15～23）

ア 不登校児童・生徒数は9,802人と、3年連続して減少（前年度より17人減少）
出現率は1.45%（前年度と同じ）

イ 校種別の内訳では、

小学校	不登校児童数	2,246人（前年度より100人増加）
	出現率	0.47%（前年度より0.02ポイント上昇）
中学校（含む中等教育）	不登校生徒数	7,556人（前年度より117人減少）
	出現率	3.72%（前年度より0.07ポイント低下）

【参考】長期欠席児童・生徒数（学校基本調査より）

長期欠席児童・生徒数は13,307人と、3年ぶりに増加（前年度より15人増加）
出現率は1.96%（前年度と同じ）

校種別の内訳では、

小学校	長期欠席児童数	4,454人（前年度より72人増加）
	出現率	0.94%（前年度より0.02ポイント上昇）
中学校（含む中等教育）	長期欠席生徒数	8,853人（前年度より57人減少）
	出現率	4.36%（前年度より0.04ポイント低下）

ウ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況では、

年間 30日～59日の欠席	2,605人（全体の26.6%）
年間 60日～89日の欠席	1,684人（全体の17.2%）
年間 90日～119日の欠席	1,438人（全体の14.7%）
年間120日～149日の欠席	1,303人（全体の13.3%）
年間150日～179日の欠席	1,260人（全体の12.9%）
年間180日以上の欠席	1,512人（全体の15.4%）

エ 不登校児童・生徒への指導結果状況では、

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合（改善率）

小学校	42.0%（前年度より3.4ポイント上昇）
中学校	39.9%（前年度より5.0ポイント上昇）

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	19.0%（前年度より4.3ポイント上昇）
中学校	20.1%（前年度より0.6ポイント上昇）

を合わせると、

小学校	61.0%（前年度より7.7ポイント上昇）
-----	-----------------------

中学校 59.9% (前年度より5.4ポイント上昇)

オ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置では、

小学校(上位項目のみ)(不登校児童在籍校総数に占める割合)

「登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした」 235校(36.8%)

「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」 177校(27.7%)

「教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した」 173校(27.1%)

中学校(上位項目のみ)(不登校生徒在籍校総数に占める割合)

「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」 272校(67.2%)

「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」 258校(63.7%)

「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」 258校(63.7%)

カ 相談・指導を受けた学校外の機関は、

小学校(上位項目のみ)(不登校児童総数に占める割合)

教育センター等教育委員会所管の機関 338人(15.0%)

病院、診療所 258人(11.5%)

児童相談所、福祉事務所 238人(10.6%)

中学校(上位項目のみ)(不登校生徒総数に占める割合)

教育支援センター(適応指導教室) 740人(9.8%)

教育センター等教育委員会所管の機関 583人(7.7%)

児童相談所、福祉事務所 486人(6.4%)

キ 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数(実人数)は

小学校 882人(前年度より85人増加)

中学校 2,266人(前年度より363人増加)

(2) 調査結果の捉え

中学校において不登校、長期欠席とも減少したことは、各学校における未然防止、早期発見・早期対応の取組みの成果と捉えている。

小学校においては、不登校、長期欠席とも増加しており、各学校における未然防止、早期発見・早期対応の取組みの一層の推進が重要である。

小・中学校とも、「改善率」が上昇しており、これは、各学校や関係機関における不登校児童・生徒の学校生活の再開に向けた取組みの成果と捉えている。

年間の欠席日数が30日～89日の不登校児童・生徒が全体の約44%を占めている状況を踏まえ、学校は、月3日程度欠席の児童・生徒の欠席理由を「病欠」と決めてかからず、「チームで支援する」という意識をもち、新たな不登校を生まないための「未然防止」「早期発見・早期対応」の取組みが重要である。

小・中学校とも、学校外の相談機関等で相談・指導を受けた人数が増加しているが、今後もさらに、各機関と積極的に連携・協働を図り、多様な支援の提供を行うことが重要である。

4 長期欠席者・不登校生徒の状況(公立高等学校)

(1) 調査結果の概要(詳細データは資料2のP.24～31)

ア 長期欠席生徒数は6,557人に増加(前年度より386人増加)

長期欠席出現率は5.08%(前年度より0.18ポイント上昇)

課程別の内訳では、

全日制 長期欠席生徒数 3,572人(前年度より70人増加)

長期欠席出現率 2.97%(前年度と同じ)

- 定時制 長期欠席生徒数 2,985人（前年度より316人増加）
 長期欠席出現率 34.21%（前年度より1.32ポイント上昇）
- イ 不登校生徒数は3,311人と、4年連続して増加（前年度より916人増加）
 出現率は2.56%（前年度より0.66ポイント上昇）
 課程別の内訳では、
- 全日制 不登校生徒数 1,802人（前年度より338人増加）
 出現率 1.50%（前年度より0.26ポイント上昇）
- 定時制 不登校生徒数 1,509人（前年度より578人増加）
 出現率 17.29%（前年度より5.82ポイント上昇）
- ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等では、
 病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた人数 322人 9.73%
 （前年度より115人増加 1.09ポイント上昇）
 養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた人数 680人 20.54%
 （前年度より86人増加 4.26ポイント低下）

（2）調査結果の捉え

全日制・定時制ともに長期欠席者が増加したが、平成20年度以前と比べると格段に減少している。

不登校生徒の増加については、各学校が欠席の理由を「病気」や「その他」と捉えていた傾向から、当該生徒を「不登校」と捉え、積極的に不登校生徒に対する支援に取り組んでいる状況がうかがえる。

定時制での不登校生徒の増加が顕著である要因として考えられることは、単位制への移行や授業料無償化など学校のしくみの変化によるものと、教員が積極的に支援に取り組む体制が充実してきたことなどがあげられる。また、中学校で不登校だった生徒や不登校を経験した生徒を積極的に受け入れていることも一因と思われる。

不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等についても、その人数及び割合が増加していることがうかがえる。スクールカウンセラー等配置活用事業の積極的な展開を含め、学校内外の様々な人的資源と連携したチーム支援の考え方が少しずつ浸透していると捉えている。

公立高等学校在籍者数は前年度より3,184人増加（全日制2,573人、定時制611人）している。また、単位制に移行する高等学校も増え、単位制在籍者数は5,437人（全日制4,587人、定時制850人）増加し、学年制在籍者数は2,253人（全日制2,014人、定時制239人）の減少となった。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.32～35）

- ア 中途退学者数は2,537人に減少（前年度より23人減少）
 課程別の内訳では、
- 全日制 中途退学者数 1,398人（前年度より28人減少）
 中途退学率 1.16%（前年度より0.05ポイント低下）
- 定時制 中途退学者数 1,139人（前年度より5人増加）
 中途退学率 13.12%（前年度より0.91ポイント低下）
- イ 中途退学に至った理由について、全日制では学校生活・学業不適応が544人・38.9%（前年度638人・44.7%）、進路変更538人・38.5%（前年度404人・28.3%）、学業不振92人・6.6%（前年度170人・11.9%）の順となり、経済的理由は8人・0.6%（前年度9人・0.6%）であった。
- 定時制では、進路変更が454人・39.9%（前年度386人・34.0%）、学校生活・学業不適応

311人・27.3%（前年度327人・28.8%）、仕事の多忙等その他の理由148人・13.0%（前年度189人・16.7%）の順となり、経済的理由は8人・0.7%（前年度66人・5.8%）であった。

ウ 懲戒による退学者数は2人（前年度0人）となった。

（2）調査結果の捉え

中途退学者が減少したことは、各学校におけるきめ細かな生徒指導や学習指導への取組みの成果と捉えている。

定時制では様々な状況を抱える生徒が多い中、教育相談体制の充実や関係機関との連携など、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな生徒指導や教科指導等により、中途退学率が0.91ポイント改善された。

依然として多くの生徒が学校生活・学業不適應等の理由により中途退学していることを踏まえ、更なる教育相談体制の充実に向けた取組みを推進していく。

6 児童・生徒の自殺の状況（公立小・中・中等教育・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.36）

中学生で1人、高校生で2人、合計3人という結果となった。（前年度3人）

（2）調査結果の捉え

3人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組みを強化する必要がある。

7 出席停止の状況（公立小・中・中等教育学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.37）

7人の中学生（2市町村・中学1年3名・中学2年4名）に出席停止措置が採られた。出席停止の理由については、当該生徒のうち6人がいじめ、1名が授業妨害によるものであった。

（2）調査結果の捉え

日ごろから規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等にねばり強く取り組むことが肝要であるが、学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が綿密な連携を図り、効果的な対応方法について、検討及び実践する必要がある。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38～39）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は50機関、教育相談員数は351人で、1機関あたり7.02人であった。

教育相談件数は114,451件であり、前年度に比べ9,808件増加した。

（2）調査結果の捉え

教育相談件数が大幅に増加し、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組みを今後とも推進する必要がある。

神奈川県教育委員会の取組みについて

かながわ元気な学校ネットワークの推進 ～いじめ・暴力行為及び不登校の防止～

市町村教育委員会、校長会、PTA、関係部局、民間団体等で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を立ち上げ、各学校がこれまで進めてきた、関係機関や地域と連携して子どもを支える取組みを支援する、新たな3つのプロジェクトを推進する。

魅力ある学校づくり推進プロジェクト（問題行動の未然防止）

【取組み内容】

推進地域を指定し、学識経験者や県教育委員会の指導主事などが継続的に授業観察を行い、分析、改善、検証を繰り返して、授業の質を高め、子どもたちが意欲的に学習に取り組む学校づくりを進め、問題行動の未然防止を図る。

【関連事業】

学びづくり推進事業

登校支援トータルサポート事業 等

いのち守り合う関係機関との連携推進プロジェクト（問題行動の長期化・重大化防止）

【取組み内容】

子どもが抱える家庭環境や発達の課題等に対し、指導主事やスクールソーシャルワーカー（SSW）が中心となり、福祉・保健・医療・警察・司法などの関係機関と一体となって、個々の子どもの状況に即した支援を行う。また、蓄積した事例を分析し、体系化した効果的な支援モデルを、全ての学校が事案に即して活用することで、問題行動等の長期化・重大化を防ぐ。

【関連事業】

スクールカウンセラー活用事業

スクールソーシャルワーカー活用事業 等

支え合う地域との協働推進プロジェクト（社会性・規範意識の育成）

【取組み内容】

子どもの社会性や規範意識を育成するためには、子どもたちが地域の方々と関わる機会を増やすことが大切である。学校・家庭・地域が一体となって子どもと関わる取組みの優れた事例を収集分析し、協働するための効果的な仕組みづくりや活動の方法を示すことにより各学校がより充実した地域連携を行えるよう後押しする。

【関連事業】

ファミリーコミュニケーション運動 等